

学 会 彙 報

2009年4月17日 西日本教育行政学会第 31 回大会プログラムの発送

2009年5月15日 『教育行政学研究』第 30 号の刊行

<研究論文>

中国の幼稚園教員養成制度の現状と課題

— 「5 年一貫制」幼稚園教員養成を中心に—

何 京玉 (広島大学大学院・院生)

明治末期・大正初期の教育費意識に関する研究

— 『婦人之友』における「家計」記事の分析—

小早川 倫美 (広島大学大学院・院生)

オハイオ州キャリア教育におけるアカウントビリティ制度の展開と現状

— 評価基準を中心に—

坂本 泰雅 (広島大学大学院・院生)

サンディエゴ郡教育局による Partnership in Character Education 事業の特質

住岡 敏弘 (宮崎公立大学)

米国公立学校教員評価制度をめぐる近年の判例動向

— 2000 年以降に着目して—

藤村 祐子 (広島大学大学院・院生)

経済的生活困窮児童に対する就学保障措置に関する学校での実態と課題

— 事例校における調査を通して—

LKHAGVA ARIUNJARGAL (広島大学大学院・院生)

2009年5月16日 西日本教育行政学会第 31 回大会開催<福岡工業大学>

<シンポジウム>

学会創立 30 周年特別企画 「新しい時代の学校評価」

学校評価をめぐる政策動向—『イギリス型』モデルの修正—

高妻 紳二郎 (福岡大学)

福岡県における第三者評価の取組—成果と課題, 展望

原 クミ (福岡県教育センター指導主事)

学校自己評価の取組—保護者との信頼構築に向けて

清田 雄二 (福岡県中間市立中間南小学校主幹教諭)

<研究発表>

経済的生活困窮児童に対する就学保障措置に関する学校での実態と課題

—事例校における調査を通して—

LKHAGVA ARIUNJARGAL (広島大学大学院・院生)

明治末期・大正初期の教育費意識

—『婦人之友』における「家計」記事の分析—

小早川 倫美 (広島大学大学院・院生)

オハイオ州キャリア教育におけるアカウントビリティ制度の展開と現状

—評価項目・評価基準を中心に—

坂本 泰雅 (広島大学大学院・院生)

カリフォルニア州におけるNCLB法にもとづく学校改善

滝沢 潤 (大阪市立大学)

看護基礎教育のカリキュラム経営の改善に関する調査研究

田代 直人 (山口学芸大学)

下野 典子 (山口県衛生看護学院)

2009年10月1日

学会ニュース第 52 号発行

『教育行政学研究』第 31 号の投稿申し込み用紙発送

2010年2月22日

西日本教育行政学会第 32 回大会案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員の内任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員の内交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会

員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第 5 章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第 6 章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第 7 章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成 19 年 5 月 19 日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規定

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区 2 名・九州地区 2 名によって構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 30 枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 7 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は 3 字を 2 画に計算する。
- 7 外国語で Abstract (約 1365 字) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者，年号，論文名，雑誌名，巻，頁
単行本の場合：著者，年号，書名，発行所，頁

編 集 後 記

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。さて、本学会紀要第31号が完成しましたのでお届けいたします。本号は、特集論文3編、自由投稿論文4編の合計7編と大変充実した内容となりました。例年通り、自由投稿論文は、いずれも厳正な審査を経て掲載されたものがあります。また、本号は、30周年の記念事業の一環として特集論文（記念シンポジウムでの報告内容に基づいた）を掲載したことが従来号と比べ大きな特徴となっております。高妻会員を始め関係会員のご協力で充実した内容の本号を発刊することができました。改めまして深く御礼申し上げます。

昨年の政権交代は、教育分野も例外とせず、多くの変革を期待させましたが、この編集後記の原稿を書いている時点（本年3月）では、顕在化した教育関連の動きといえば高校無償化法案の衆議院通過ぐらいであり、いささか残念な感があります。いまこそ、教育行政学の社会的真価が問われている時期であり、会員各位の研究成果が一層強く期待されているのではないのでしょうか。今後とも奮ってご投稿いただきますようお願いいたします。

編集委員長 古賀 一博

【『教育行政学研究』第31号編集委員会】

委員長 古賀 一博（広島大学大学院）
委員 池田 輝政（名城大学）
委員 前原 健三（武庫川女子大学）
委員 岡本 徹（広島修道大学）

教育行政学研究

印刷 平成22年5月17日
発行 平成22年5月20日
発行者 西日本教育行政学会
〒820-8555 飯塚市柏の森11-6
近畿大学産業理工学部河村研究室内
TEL0948-22-5655（内線470）
印刷所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
TEL088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Shinjiro KOZUMA : A new Direction in School Evaluation System in Japan
Amendment to the England model
- kumi HARA : An Approach to 'The Third Party School Evaluation
System' in Fukuoka Prefecture
Some lessons and foresights
- Yuji KIYOTA : An Approach to Self-Evaluation of an Elementary
School
Aiming to establish a trust relationship with parents
- Noriko SHIMONO : Survey on the Basic Field in the Nurse Training Basic
Naoto TASHIRO Education
- Shun FUJIMOTO : Development of Teacher Education Standards in the United
States:
Focusing on "Standards for Teacher Educators"
- Takahito KUROKI : The Legal Changes over the Curricula in the Russian
Federation
Analyzing the Laws on "Federal State Educational
Standard" and "Basic Curriculum"
- Lkhagva-ARJUNJARGAL : A comparative study: Specifics and deficiencies of the
present
Mongolian educational policy implementation
-

No.31 May 2010

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research